

(広告第5号様式)

## 川崎市 広告募集説明書（印刷物以外の広告媒体資料）

募集件名	乳児家庭全戸訪問事業における絵本およびバッグの無償提供				
募集の内容	赤ちゃんが生まれた全ての御家庭を行政の訪問指導員または地域の訪問員が訪問し、つながりをもちながら安心して子育てができるよう図ります。これらの訪問がよりよい出会いとなるよう、赤ちゃんの誕生を祝福する贈り物を訪問で配布します。この絵本と訪問時に配布する子育て情報誌等を入れるバッグを市に無償で提供して下さる事業者様又は広告代理店様を募集いたします。この事業の趣旨に賛同し、絵本とバッグを無償で提供して下さる事業者様又は広告代理店様を企画提案方式により募集します。 募集の詳細については、別添の募集要項を御確認下さい。事業への参加を希望される方は、広告掲載申込書に必要な書類を添えて期間内にお申し込みください。				
発行部数	約16,000セット				
設置数					
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様				
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。				
選定基準	ご提案いただいた企画内容を総合的に審査し、最も評価の高い方(1社)を協働事業者として選定します。				
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。				
	期間	平成28年10月31日	から	平成28年11月10日	17時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。来庁の際は予め日時を御相談ください。土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。			
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。				
	期間	平成28年11月1日	から	平成28年11月10日	17時 まで
	方法	下記担当まで、直接持参、郵送又はメールにて。郵送は11月9日必着。			
担当部署	こども未来局こども支援部こども保健福祉課				
	住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1			
	電話・FAX	電話	044-200-2450	FAX	044-200-3638
	eメール	<a href="mailto:45kodohu@city.kawasaki.jp">45kodohu@city.kawasaki.jp</a>			

【添付資料】  なし  あり ( )

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

(広告第5号様式)

## 広告掲載仕様書(印刷物以外の広告媒体資料)

### 1 媒体の概要

配付物品の内容	①絵本 ②乳児家庭全戸訪問時バッグ ③広告物 ※同時配付広告物等のご提案を基に、相談・調整をさせていただきます。
配布予定期間	平成29年4月～平成29年3月(1年間)
配布対象者	赤ちゃんが生まれた御家庭
配布方法	乳児家庭全戸訪問の際、訪問実施者により手渡し
納品方法	絵本およびバッグと広告物等は年間2～4回に分割して納品してください。
納品先	7区役所及びこども未来局(見本分)に納品していただく予定です。 ※ 納品時期及び頻度は別途相談

### 2 掲載可能な広告

広告掲載が望ましくない業種・内容	子育てに関連のないもの、乳幼児を養育する家庭にふさわしくないものは御遠慮ください。
留意事項	・絵本だけでなく、広告内容についても別途相談・調整させていただきます。 ・川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守していただきます。 ※広告等は、対象となる子育て家庭への配慮のほか、持参する訪問員等の心情への配慮をいただきたく、事前にこども保健福祉課までご相談いただき、協議の上で決定するものいたします。協議の結果によっては、採用ができない場合もありますのでご了承下さい。